

## 目標管理型行政運営システム実施要領

### 1 趣 旨

目標管理型行政運営システムの実施については、目標管理型行政運営システム実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

### 2 目標管理の対象

実施要綱第3の規定に定める施策については、別表の施策推進体系表によるものとする。

### 3 目標等の設定

実施要綱第4に規定する目標等の設定に当たっては、次により行うものとする。

なお、部等の長は、年度の途中において当該目標等を変更する必要がある場合は、速やかに総合政策部と協議し、所要の措置を講ずるものとする。

#### (1) 様式

部等の長は、次の様式に従って目標の設定等を行い、別に定める期日までに総合政策部長に提出するものとする。

##### ア 基本評価調書（施策推進計画）（別紙様式1）

ただし、教育委員会の所管する施策については、別紙様式1に代えて「北海道教育委員会の事務の点検及び評価に関する実施方針」に基づいて規定する調書を使用することができるものとする。

##### イ 基本評価調書（事務事業の設定）（別紙様式2）

#### (2) 目標の設定

ア 目標管理の対象は、総合計画の施策推進体系に沿った施策となることから、部等がそれぞれ担うべき役割を踏まえ、総合計画の政策展開の基本方向に沿った目標を設定すること。

イ 政策評価は、政策決定や事業遂行に関わる情報を広く道民に提供することを目的の一つにしていることから、道民にとってわかりやすく、客観的な記述となるよう努めること。

#### (3) 成果指標の設定

ア 政策評価の結果を総合計画の推進管理に適切に反映するため、総合計画において掲げる全ての指標（以下「主要指標」という。）について、当該指標の達成に資する施策のいずれかに設定すること。

また、施策間や部局間の連携を通じて施策の効果を最大限に発揮するため、相互に関連する施策については、原則として同一の主要指標を設定し、目標の共有化を図ること。

イ 総合計画、当該計画において重点的に推進する計画として位置づけた重点戦略計画（北海道創生総合戦略及び北海道強靱化計画）及び北海道行政基本条例第7条第4項の規定に定める総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画（以下「特定分野別計画」という。）等に関連する施策を一体的に推進するため、施策の目標の達成状況を補完的に測る指標（以下「関連指標」という。）として、重点戦略計画及び特定分野別計画等に掲げる指標又は重要業績評価指標（KPI）を施策に設定すること。このとき、重点戦略計画に掲げる指標又は重要業績評価指標（KPI）にあつては、その全てについて当該指標の達成に資する施策のいずれかに設定するとともに、特定分野別計画に掲げる指標等にあつては、総合計画及び重

点戦略計画の指標を設定できない施策や、当該指標の設定のみでは施策の目標の達成状況を適切に分析、評価することが困難な施策等に必要に応じて設定すること。

ウ 関連指標の達成状況を適切に管理するため、原則として一の関連指標は一の施策のみに位置づけること。

エ 施策に成果指標を設定することができない場合は、その理由を明らかにすること。

#### (4) 取組内容の設定

ア 施策の目標の達成に向けて、現状や課題を踏まえ、当該年度に実施する事務事業の内容を踏まえて取組内容を具体的に設定すること。

イ 目標管理型行政運営システムは、P D C Aによる政策のマネジメントサイクルであることを踏まえ、社会経済情勢や道民ニーズの変化等を考慮することはもとより、前年度の政策評価の結果を次年度の取組内容に適切に反映すること。

ウ 総合計画及び重点戦略計画等に関連する施策を一体的に推進するためには、施策間や部局間の連携を図り、事務事業を効果的に展開していくことが重要であることから、部等の長は予め関係部局と相互に連絡調整を行うとともに、関係する部局・課等ごとに連携する取組を具体的に設定すること。

#### (5) 事務事業の設定

ア 施策への事務事業の設定に当たっては、総合計画の政策展開の基本方向に沿って行うとともに、特定分野別計画に関連する全ての事務事業について、いずれかの施策に設定すること。

イ 総合計画や重点戦略計画、知事公約を実現するための新・北海道ビジョン推進方針等に関連する施策を一体的に推進するため、これらの計画等と事務事業との関連性を明らかにすること。

ウ 事務事業の推進状況を適切に管理するため、原則として一の事務事業は一の施策のみに位置づけること。

### 4 目標管理に関する情報の公表

総合政策部長は、部等の長が作成した基本評価調書(施策推進計画及び事務事業)について、インターネットの利用その他の適切な方法により、原則として新たに目標等の設定を行った年度の5月までに公表するとともに、公表後、部等の長が当該目標等を変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### 5 実施に係る細目

その他目標管理型行政運営システムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。